

第5回 奨学生の募集について（案内）

2022.08.08

庶務部奨学金担当

8月1日 現在で、以下の奨学生募集の案内が来ています。詳細を確認したい生徒は担当(書道準備室・水上)のところまで来てください。

(提出書類が多数あるので、希望者は早めに来ること。ただし、8月8日～10日まで教員採用二次試験のため、8月11日～16日までは学校閉庁日のため校舎内に立ち入りができないためご注意ください。加えて、各自が対象財団等のHPをご確認下さい。)

No.	名 称	貸与金額 (月額)	申請締切 (対象事務局必着日)	校内締切	募集人数	対象学年	備 考
1	2022年度STEM(理系)女子 奨学助成金 山田進太郎D&I財団	100,000円 応募者多数の場合、抽 選制	12月18日(日)		500名	高1・2	返済不要(給付) ※2・3
				https://www.shinfdn.org/			
2	ビヨントゥモロージャパン未来ス カラシップ・プログラム2023 (一財)教育支援グローバル基金	500,000円 (1年間の包括的プログ ラム)	11月2日(水)			高3年	返済不要(給付) ※2・4
				https://beyond-tomorrow.org/			
3	(公財) グルー・バンクロフト 基金 奨学生	①年80,000ドル ②年2万ドル・提携校授業料免 除 ③提携校授業料一部または全 額免除	9月14日(水)		1名	高3年	返済不要(給付) ※1
			9月14日(水)		数名		
			9月14日(水)	https://grew-bancroft.or.jp/			
4	(公財) 日本教育公務員弘済会奨学生	30,000	9月30日(金)	9月12日(月)	校内1名	高3年 (予約採用)	返済不要(給付) ※2・5・6
				https://www.nikkyoko.or.jp/company/fukui/business.html#list01			
5	プルデンシャル生命保険(株) Kiyo Sakaguchi 奨学金	留学中の授業料 年間上限300万円 最大4年間で1200万円	8月31日(水)		全国 1~2名	日本にある高校、大 学に在籍する生徒	返済不要(給付) 数学専攻でアメリカ留 学希望者
				https://www.prudential.co.jp/company/social/scholarship.html			
6	はばたけ! ゴールドリボン奨学金	40,000	10月14日(金)		全国10名程	高3年 (予約採用)	返済不要(給付) ※2・5・7
				https://www.goldribbon.jp/participants#rad5			

7	(公財) キーエンス財団 2023年度 奨学生	80,000円	2023年2月1日(水)~4 月7日(金)Web登録		全国 500名程度	高3年 (予約採用)	返済不要(給付) ※1	https://www.keyence-foundation.or.jp/	
8	越前市奨学生募集	在学貸与 9,000	9月30日(金)			高1~3年	無利子貸与 ※2・5・8		
		自宅通学 20,000 自宅以外 30,000				高3年(予約採用)		https://www.city.echizen.lg.jp/office/090/020/syogakukinseidoencho.html	
9	(公財)交通遺児育英会奨学生	4~6万(うち2万は給付)	8月31日(水) 令和5年1月31日 (火)		300名 400名	高3年(予約採用)	無利子貸与 ※2・5・9		
		20,000~40,000				高1~2年		https://www.kotsuiji.com/howto/	

※1 他奨学金と併用不可 (JASSO奨学金(日本学生支援機構)のみ併用可・貸与型は併用可の場合もある。)

※2 他奨学金との併願(併給)可

※3 申し込み資格: STEM(理系)大学の進学を検討しており、高校の理系クラス在籍予定または在籍している女子生徒。

※4 申し込み資格: 親が死亡。単親家庭(母子・父子家庭)・里親家庭。児童福祉施設等、社会的養護施設に生活。生活保護受給世帯いずれかに該当する。

※5 申し込み資格: 世帯の収入、年間認定所得額が基準額以下であること。

※6 申し込み資格: 福井県内在住の者の子弟。身体強健、品行方正かつ学業優秀、評定基準以上。

※7 申し込み資格: 18歳未満でがんと診断され、治療を受けた方。もしくは現在治療中の方。その他条件あり。

※8 申し込み資格: 越前市に住民登録がある方の子弟で、学資支弁が困難な方。および健康で就学可能、学業良好な方。

※9 申し込み資格: 保護者が、交通事故で死亡・重度後遺障害となった家庭のお子様。